

三次市教育委員会告示第 号

三次市公立学校非常勤講師設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 27 年 12 月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市公立学校非常勤講師設置要綱の一部を改正する告示

三次市公立学校非常勤講師設置要綱（平成 21 年三次市教育委員会告示第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「，かつ一日」を「，かつ，一日」に改める。

第 9 条を第 10 条とし，第 8 条を第 9 条とし，同条の前に次の 1 条を加える。

（休暇等）

第 8 条 非常勤講師の休暇の取扱いについては，広島県教育委員会非常勤職員の休暇取扱要領（平成 26 年 4 月 1 日施行）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は，平成 27 年 12 月 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前にしたこれらの行為は，この告示の相当規定によりなされたものとみなす。